

最新情報かわら版

かわら版をご覧のみなさんこんにちは。

暖かな風と共に梅の花が咲き始め、もうすぐ新しい年度のスタートとなります。昼夜の寒暖の差が大きくなり始めていますので、お体には十分お気を付けください。今回は松永が担当します。

税法ニュース

個人事業者で白色申告の方は要注意！！

確定申告も終わり、新しい年分の記帳をそろそろ始められる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。新しい記帳を始める前に平成26年1月から「記帳・帳簿等の保存制度」が改正しておりますので、改めてお知らせします。また最後に、税法上、白色申告より有利な青色申告との比較で節税効果をシミュレーションします。

1、個人の白色申告の方で事業や不動産貸付業等を行う全ての方は、記帳と保存書類の保存が必要です。

2、記帳する内容

売 上：売上金額、売上相手先、取引年月日、収入金額、収入年月日 等
仕入、経費：仕入金額、仕入相手先、取引年月日、支出金額、支出年月日 等

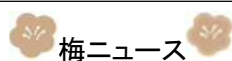
3、保存年数

保 存 が 必 要 な も の		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

4、白色申告と青色申告との比較シミュレーション

事業例）収入金額2,000万円、経費金額1,500万円
それぞれ白色申告（0円控除）、青色申告（10万円控除）、青色申告（65万円控除）とする。

	白色申告	青色申告（10万円）	青色申告（65万円）
収入金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円
経費金額	△1,500万円	△1,500万円	△1,500万円
青色控除	△ 0 円	△ 10万円	△ 65万円
事業所得	50.0万円	49.0万円	435万円
所得税等額	50.6万円	48.6万円	37.4万円
住民税等額	46.7万円	45.7万円	40.2万円
税額合計額	97.3万円	94.3万円	77.6万円



梅ニュース

創業補助金セミナーを開催いたします。

2015年4月15日(水)14:00~16:00 福岡市中央区赤坂 1-15-33 ダイアビル福岡赤坂 4F(当事務所)
新規開業や会社設立の方を対象に200万円を限度として交付される補助金です。

19.7万円お得!!

詳しいことをお聞きになりたい際は、

お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350